

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令及び指示等の基準に関する規程

(平成14年8月7日公安委員会規程第8号)

改正 平成18年5月25日公安委員会規程第20号 平成27年3月27日公安委員会規程第3号
平成29年3月6日公安委員会規程第1号 令和4年9月30日公安委員会規程第10号
令和6年3月29日公安委員会規程第2号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令及び指示等の基準に関する規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号。以下「施行令」という。)の規定に基づき自動車運転代行業者に対して行う営業停止命令、指示及び注意の基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、法及び施行令で使用する用語の例によるほか、当該各号に規定するところによる。

- (1) 法の指示 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。
- (2) 読替え後の道路交通法の規定による指示 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法(以下「読替え後の道路交通法」という。)第22条の2第1項及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- (3) 営業停止命令 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業停止を命ずることをいう。
- (4) 違反行為 法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった施行令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。
- (5) 自動車運転代行業者等 自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)及び運転代行業務従事者をいう。

(営業停止命令を行う基準)

第3条 自動車運転代行業者に対する営業停止命令は、原則として施行令第5条第1項第2号に規定する基準に該当することとなった場合に行う。

2 施行令第5条第1項第2号に規定する基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、施行令第5条第1項第3号に規定する営業停止命令を行う。

- (1) 自動車運転代行業者が法第 22 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 1 号の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等、当該違反を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合は、営業停止命令を行わないことができる。
 - (2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し、読替え後の道路交通法第 75 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する違反行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 30 日以上であるもの又は後遺障害（道路交通法施行令別表第 2 の 3 の表に規定する後遺障害をいう。）が存するものをいう。以下同じ。）を起こした場合
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合、その他、業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合
 - ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。
 - イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。
- 3 施行令第 5 条第 1 項第 2 号に規定する基準に該当しない場合であっても、次に掲げる各号に該当したとして、鳥取県知事から法第 23 条第 2 項の規定による要請があったときは、施行令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行う。
- (1) 自動車運転代行業者が、法第 22 条第 2 項の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合など、当該違反を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令を行わないことができる。
 - (2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 43 条第 1 項又は第 78 条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合など、当該違反を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができる。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合、その他、業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙されたときであって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われたときであって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

(営業停止命令を行うに当たっての留意事項)

第4条 前条の営業停止命令は、次に掲げる各号に留意して行わなければならない。

(1) 累積点数の算出の基礎として自動車運転代行業者に点数が付されるのは、次に掲げる場合に限られること。

ア 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとき。

イ 自動車運転代行業者等が運転代行業務に関し、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反したとき。

ウ 自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者等により施行令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき。

(2) 累積点数は、施行令第5条第1項第2号イからへまでに掲げる事由が生じた日から起算して過去2年以内に行われた違反行為のそれぞれについて自動車運転代行業者に付された点数を合算することにより算出されるものであること。

(3) 自動車運転代行業者が営業停止命令を受けたことがある場合には、当該命令を受ける前に行われた違反行為に付された点数は、以後の営業停止命令発動の根拠となる累積点数には含まれないこと。

(営業停止の期間)

第5条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数を超えない範囲内のものとする。

(1) 施行令第5条第1項第2号の規定により営業停止を命ずる場合

別表1の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ以下の方法により算出した日数(小数点以下は切り上げるものとする。)

$$T=t(C+9)/10C$$

T 営業停止の期間

t 別表1の「期間」欄に定める日数

C 直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車の台数

(2) 施行令第5条第1項第3号又は第4号の規定により営業停止を命ずる場合

別表2の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ前号の方法により算出した日数

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由があるときは、情状により、処分を加重することができる。ただし、施行令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に規定する上限の期間を超えることはできない。
 - (1) 違反行為の態様が、著しく悪質であること。
 - (2) 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等、違反行為の結果が重大であること。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事由があるときは、情状により、処分を軽減することができる。
 - (1) 自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められること。
 - (2) 違反行為を行った後、自動車運転代行業者が自ら改善措置を講じていること。
(法の指示等を行う基準)

第6条 法の指示及び点数の付与は、次の各号に掲げる基準により行う。

なお、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、注意書（別記様式）により行う。

- (1) 別表3の1の項に掲げる行為が行われた場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
- (2) 別表3の2の項に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下の事項に留意すること。
 - ア 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。
 - イ 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。
- (3) 別表3の3の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。
 - ア 違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
 - イ アに掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。
 - (ア) 過去2年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。）に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けていない場合には、注意を行うものとする。
 - (イ) 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
- (4) 別表3の4の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

- ア 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合には法の指示を行うものとする。
- イ ア以外の場合には、以下のとおりとする。
- (ア) 過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去1年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去1年以内をいう。）に駐停車違反行為が1回以上行われている場合には、注意を行うものとする。
- (イ) 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。
- ウ ア及びイにかかわらず、当該駐停車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合には、注意又は法の指示を行わないものとする。
- エ ア又はイ(イ)の場合に行う法の指示においては、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。
- なお、その具体例は、別表4のとおりである。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年8月7日から施行する。

附 則(平成18年5月25日公安委員会規程第20号)

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第20条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により、読み替えて適用される道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4の規定による指示を受けた自動車運転代行業者に対するこの公安委員会規程の適用については、なお、従前の例による。

附 則(平成27年3月27日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月6日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成29年3月6日から施行する。

附 則(令和4年9月30日公安委員会規程第10号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

[別紙参照]

別表2

[別紙参照]

別表3

[別紙参照]

別表4

運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為に係る指示の具体例

[別紙参照]

別記様式

注意書

[別紙参照]